

付 議 第 2 号

高知県社会資本整備推進本部設置規程を定める訓令議案

高知県社会資本整備推進本部設置規程を別紙のとおり定めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

 訓 令
 教 育 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第 号
 高知県教育委員会訓令第 号
 高知県警察本部訓令第 号

本 庁
 各 出 先 機 関
 教 育 委 員 会 事 務 局
 警 察 本 部

高知県社会資本整備推進本部設置規程を次のように定める。
 平成29年 月 日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県教育長 田村 壯児
 高知県警察本部長 上野 正史

高知県社会資本整備推進本部設置規程

(設置)

第1条 高知県の社会資本の整備方針及び整備に関する情報を共有し、部局横断的な進捗管理を行い、社会資本整備の効率的・効果的な推進につなげるため、高知県社会資本整備推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部次長は、土木部長をもって充てる。

5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部長を本部員とすることができる。

(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高知県の社会資本整備の進捗管理及び施策の円滑な推進に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会資本整備に関連する重要事項に関する事。

(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各課が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、土木部参事兼土木政策課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の課長を幹事とすることができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、土木部土木政策課土木企画監をもって充てる。
- 4 事務局職員は、土木部土木政策課の職員をもって充てる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表第1 (第2条関係)

総務部長
危機管理部長
健康政策部長
地域福祉部長
文化生活スポーツ部長
産業振興推進部長
中山間振興・交通部長
商工労働部長
観光振興部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
理事・東京事務所長
理事・産学官民連携センター長
教育長
警察本部長
総務部副部長 (政策調整担当)

別表第2 (第5条関係)

総務部政策企画課長
危機管理部危機管理・防災課長
健康政策部健康長寿政策課長
地域福祉部地域福祉政策課長
文化生活スポーツ部文化振興課長
産業振興推進部計画推進課長
産業振興推進部産学官民連携・起業推進課長
中山間振興・交通部中山間地域対策課長
商工労働部商工政策課長
観光振興部観光政策課長
農業振興部農業政策課長
林業振興・環境部林業環境政策課長
水産振興部水産政策課長
教育委員会事務局教育政策課長
警察本部警務部警務課長

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

訓 令

高知県教育委員会訓令

高知県警察本部訓令

◎高知県社会資本整備推進本部設置規程

本部会議の役割と情報共有する内容

【本部会議の役割】

各部局が参画し、社会資本の整備方針や整備に関する情報を共有したうえで、部局横断的な進捗管理を行い、社会資本整備の効率的・効果的な推進につなげる。

【情報の共有】

【効率的・効果的な施策の推進】

1 社会資本を整備する側からの情報（シーズ）

○事業概要

- ・ 施工箇所、内容、事業費、問題点
- ・ 当該年度の完成事業

○ストック効果（整備側からの分析）

- ・ 整備により発現した（する）効果

○進捗管理

○整備する側同士の事業調整

例) 建設残土を活用した企業団地の造成等

2 社会資本を使う側からの情報（ニーズ）

○現状の課題と必要としている社会資本サービス （市町村等からの聞き取りも含む）

○利用したい時期

○ストック効果（使う側の視点）

- ・ 整備により発現した効果
- ・ 整備により期待する効果

○整備と利活用のマッチング

- ・ 事業の優先度
- ・ 事業の効果

例)

病院の開院に合わせた道路整備
防災拠点と連携した河川堤防の耐震化

3 整備戦略に関する情報

○供用開始時期（完成時期）

○次年度の予算編成方針

○中長期計画

- ・ 第2期高知新港振興プラン
- ・ 高知県耐震改修促進計画（第2期）
- ・ 維持管理計画 など

○予算の平準化

○将来の県土像の提示

<p>【開催時期】</p> <p>準備会 4/25 (火) 15:00~</p> <p>第 1 回 (6月議会前) 6/1 (木) AM</p>	<p>【議事、討議の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部会議の役割と情報共有する内容について ○社会資本整備推進本部の構成メンバー及び規程 ○年間のスケジュールと議事内容等について <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度予算の国からの内示状況 ○各部局各課におけるインフラ整備予算の執行方針 ○重要施策に関連する事業や重要プロジェクトの進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興計画など県の重要施策に関連する事業の進捗状況 ・四国 8 の字ネットワークなど重要プロジェクトの進捗状況 ・国直轄事業の実施計画 ○高知新港振興プラン ○ストック効果とニーズの意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・近年の整備完了箇所（整備により発現した効果） ・今後の整備完了箇所（整備により発現する効果と期待される効果） ○平成 30 年度の国への政策提言
平成 30 年度国の概算要求 (8 月末)	
<p>第 2 回 (9月議会前) 9月上旬</p> <p>第 3 回 (9月議会後) 11月中旬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各分野事業の進捗状況の報告 ○ニーズの聞き取り ○平成 30 年度予算概算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁の概算要求への反映状況 ○平成 30 年度の国への政策提言 <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁の概算要求内容を踏まえた政策提言 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度公共事業予算の考え方 ○平成 30 年度政府予算案へ向けた政策提言の強化 ○平成 29 年度取り組み課題の共有
平成 30 年度政府予算案 (12 月下旬)	
<p>第 4 回 (2月議会後) 3月下旬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各分野事業の進捗状況（繰越事業の説明含む） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の政府予算案（各省庁の新規施策及び拡充施策） ・平成 30 年度の県予算（ニーズの聞き取り結果と反映状況） ・大規模施設の年度別執行計画（総額管理） など
平成 30 年度予算配分 [内示] (3 月末)	

平成 30 年度以降のスケジュールと議事内容等について

<p>【開催時期】</p> <p>第 1 回 (年度当初) 4 月中旬</p> <p>第 2 回 (6 月議会前) 6 月中旬</p>	<p>【議事、討議の内容】</p> <p>○当該年度予算の国からの内示状況 ○各部局各課におけるインフラ整備予算の執行方針</p> <p>○重要施策に関連する事業や重要プロジェクトの進捗状況 ・産業振興計画など県の重要施策に関連する事業の進捗状況 ・四国 8 の字ネットワークなど重要プロジェクトの進捗状況 ・国直轄事業の実施計画</p> <p>○ストック効果とニーズの把握 (P) ・近年の整備完了箇所 (整備により発現した効果) ・今後の整備完了箇所 (整備により発現する効果と期待される効果)</p> <p>○平成次年度の国への政策提言</p>
---	---

国の概算要求 (8 月末)

<p>第 3 回 (9 月議会前) 9 月下旬</p> <p>第 4 回 (9 月議会後) 11 月中旬</p>	<p>○各分野事業の進捗状況とニーズの把握 (P) ○次年度予算概算要求 ・各省庁の概算要求への反映状況</p> <p>○次年度の国への政策提言 ・各省庁の概算要求内容を踏まえた政策提言</p> <p>○次年度公共事業予算の考え方 ○次年度政府予算案へ向けた政策提言の強化 ○当該年度取り組み課題の共有</p>
--	---

政府予算案 (12 月下旬)

<p>第 5 回 (2 月議会後) 3 月下旬</p>	<p>○各分野事業の進捗状況 (繰越事業の説明含む) ・次年度の政府予算案 (各省庁の新規施策及び拡充施策) ・次年度の県予算 (ニーズの聞き取り結果と反映状況) ・大規模施設の年度別執行計画 (総額管理) など</p>
-------------------------------------	--

次年度予算配分 [内示] (3 月末)

